

決議案第1号「議場における国旗および市旗の掲揚に関する決議」に対し、改革クラブを代表して、反対の立場から討論いたします。

はじめに私と山井議員の考え方を述べます。

決議案には、議場に国旗と市旗を掲揚したい理由として、昨年、新庁舎が竣工したこと、今年、市制施行60周年を迎えること、日本国の国旗に敬意を表すこと、それにより、市民の代表としてより一層真摯に議会活動に臨むため、とあります。私が知る限りにおいて、青梅市議会の議場には、国旗も市旗も掲揚されたことはありません。1999年に「国旗及び国歌に関する法律」が制定されてからもすでに12年が経過しようとしています。これまで掲揚について議論をした経緯はありません。つまり、法律によって日章旗が国旗として定められたのちも、青梅市議会は、その掲揚の必要性を特段認識してこなかったということです。また、言うまでもないことですが、歴代の市議会議員の方々は、議場に国旗や市旗がなくても、充分真摯に議会活動に臨んでこられたはずで、議員一人ひとりの議会活動に対する情熱や意欲は、国旗や市旗のあるなしに左右される性質のものではないと考えます。

さらに、日本国の国旗に敬意を表すことについてですが、オリンピックをはじめとするスポーツの祭典や、国際的な舞台における活動では、日章旗によって日本という国であることを他国民に伝え、数多くの国の中にあって日本を識別するという、機能的・記号的役割を果たしている側面があると考えられます。一方で、スポーツ競技において、日章旗を手に選手を応援する人々は、優勝を勝ち取ってほしいという思いのほかに、日本を誇りに思う気持ち、日本人で良かったと思う気持ち、日本を敬愛する気持ちなどが込められていることでしょう。私

も、スポーツの国際大会で競技が佳境に入れば入るほどに、同じ日本人として、日本の選手の雄姿に心打たれ、応援にも力が入ります。ですから、こうした日本を誇りに思う気持ち、敬愛する気持ちを否定するものではありません。しかしながら、そうした思いが、日章旗そのものへの敬意と直結するものだと考える人はいったいどれだけいるでしょうか。

国は、抽象的・概念的に存在するものではなく、多様な価値観、思想、意見を有する一人ひとりの国民によって実態をなすものですから、国旗というものに対する価値観や思想もそれぞれに多様です。

ところで、地方議会における議場とは、いかなる目的のために存在し、誰のためのものなのでしょう。答えは簡単です。すなわち、日本国憲法第 93 条および地方自治法第 89 条において定められた議会の議事をおこなう場所であり、主権者である市民のために存在するものです。議場は、主権者の権利として保障された言論を自由に交える場であり、議会制民主主義の舞台として、自由闊達に多様な立場から多様な価値観や思想がぶつかり合い、議論し合い、民主的な手続きによって結論を導き出す場であることは、疑う余地のない事実です。この議会と議場の本質からも、これまでの経緯からも、掲揚しないことによる青梅市民への不利益は認められないことから、賛成しかねるものです。

次に、木下議員の意見を述べます。

国旗及び国歌に関する法律により、国旗は日章旗と定められています。決議文を読み、あえて国旗に敬意を表すことを求めたり、議場内に国旗を掲げなくてはならないくらい議員一人ひとりに、国を思う気

持ちがないことがさみしいと感じました。私は、屋外で風になびく日の丸を見て、気を引き締めて議場に入っています。青空のもと、なびいている日の丸こそ美しい。暗い議場内に掲げるなど、不敬であると考えます。決議案は、本当に大切なことを喪失しているように思います。ゆえに提案者の方々も当然ご存知とは思いますが、最後にこの句を記します。

“身はたとひ武蔵の野辺に朽ちぬとも留め置かまし大和魂”

以上をもちまして、改革クラブの反対討論を終わります。